

平成29年度決算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 588,647 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 6,767,705 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成29年度 決算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,568,733	1,168,892			67,144	332,697
	3	1	3	老人福祉事務費	140,054			15,728	20,878	103,448
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,697,113	1,033,727	83,100	132,563	75,185	372,538
	3	3	2	生活保護費	1,055,841	799,348		19,184	39,851	197,458
	小計					4,461,741	3,001,967	83,100	167,475	203,058
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	169,697				28,497	141,200
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	1,046,645	7,898			174,434	864,313
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	693,113				116,392	576,721
	小計					1,909,455	7,898	0	0	319,323
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	20,284				3,406	16,878
	4	1	2	予防接種費	197,110				33,100	164,010
	4	1	2	健康診査費	179,115	1,895			29,760	147,460
	小計					396,509	1,895	0	0	66,266
合計					6,767,705	3,011,760	83,100	167,475	588,647	2,916,723

- ・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。